

出産育児に係る制度の一覧

(平成24年6月30日から全ての企業に改正育児介護休業が全面的に適用されます)

- 注1: 休暇休憩に関する事項に該当し、就業規則への絶対的記載事項になります
- 注2: 出産日後42日の就業禁止を除いて、本人の申出に基づいて適用される制度です
- 注3: 休暇、休憩、不就労時間について、法に定める賃金支払い義務はありません

子	母が該当	
妊娠中又は産後1年を経過しないとき	<p>母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければなりません</p> <p>①通院休暇 産前の場合（医師等がこれと異なる指示をしたときは、その指示により必要な時間とする） 妊娠23週まで4週に1回、妊娠24週から35週まで2週に1回、妊娠36週から出産まで週に1回 産後1年以内の場合 医師等の指示により必要な時間とします</p> <p>②勤務時間等について医師等の指導を受けた旨の申出があった場合 通勤時の混雑を避けるよう指導された場合は、妊娠中の通勤の緩和措置（時差出勤等） 休憩時間について指導された場合は、妊娠中の休憩措置（休憩回数の増加、休憩時間の延長等） 妊娠中・出産後の諸症状の発生又はそのおそれがあると指導された場合は、妊娠中出産後の諸症状に対応する措置（勤務時間の短縮、勤務の軽減、休業等）</p>	
出産予定日以前98日	多胎妊娠の場合の産前休暇	
出産予定日以前42日 《出産日》	多胎妊娠でない場合の産前休暇	父が該当
出産日後42日	産後休暇 本人からの請求の有無にかかわらず働かせることはできない	出産日から育児休業が可能
出産日後56日	産後休暇 本人の請求により、医師により支障ないとされた業務につかせることができる	
1歳	育児休業が可能 育児時間の取得が可能（通常の休憩時間・育児短時間勤務とは別）	出産日から出産後56日までの育児休業の他に、1年2か月までの間でもう1回合計して1年間までの育児休業が可能
1歳2か月	母の育休取得日が父の育休取得日後であるときは1歳2か月まで延長できる	
1歳6か月	母も父も該当 保育所に入所を希望しているが、入所できない等の場合は1歳6か月まで育児休業の延長が可能 ただし、母または父が1歳の誕生日の前日に育児休業をしていることが必要	
3歳	①所定労働時間の短縮措置等を講じなければなりません 労働時間の短縮は、原則として1日6時間勤務とします ②所定外労働を免除しなければなりません	
小学校就学の始期	①時間外労働を制限する制度 1月24時間、1年150時間までとしなければなりません ②深夜業を制限する制度 午後10時から午前5時まで労働させることはできません ③子の看護休暇 1年に5日（2人以上の場合は1年に10日）まで休暇が取得できる	

- 注1: 育児休業は、1歳に満たない子と同居し養育する者であれば、実際の母父であることを問いません
- 注2: 労使協定で育児休業の対象外にできる社員は、①雇用期間1年未満の者 ②1年内に雇用が終了する者 ③週の所定労働日数が2日以下の者、です
- 注2: 期間契約社員が育児休業を取得するには、①入社1年以上 ②子が1歳を超えて雇用が見込まれること ③子が1歳から1年を経過する日までに契約が終了し更新されないことが明らかでないこと、が必要です
- 注4: 所定外労働の免除、時間外労働の制限、深夜業の制限は、1回の請求につき1月以上1年以内（深夜業は6月以内）の期間、請求できる回数に制限はありません